

児童の場合（18歳未満）

補装具の交付・修理や日常生活用具の交付に関する徴収基準額表

世帯の階層区分		徴収基準 月額	加算基準 月額
A 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B 階層	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C 階層	A 階層及び D 階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	C 1 階層 230
		所得割の額のある世帯	C 2 階層 290
D 階層	A 階層及び B 階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の金額4,800円以下	D 1 階層 350
		4,801～9,600円	D 2 階層 380
		9,601～16,800円	D 3 階層 430
		16,801～24,000円	D 4 階層 470
		24,001～32,400円	D 5 階層 550
		32,401～42,000円	D 6 階層 630
		42,001～92,400円	D 7 階層 810
		92,401～120,000円	D 8 階層 940
		120,001～156,000円	D 9 階層 1,160
		156,001～198,000円	D 10 階層 1,380
		198,001～287,500円	D 11 階層 1,790
		287,501～397,000円	D 12 階層 2,200
		397,001～929,400円	D 13 階層 2,620
		929,401～1,500,000円	D 14 階層 4,040
		1,500,001～1,650,000円	D 15 階層 4,250
		1,650,001～2,260,000円	D 16 階層 5,150
		2,260,001～3,000,000円	D 17 階層 6,130
		3,000,001～3,960,000円	D 18 階層 7,190
		3,960,001円以上	D 19 階層 全額
		左の徴収基準月額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が8,560円に満たない場合は、8,560円	

注 A 階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に徴収基準額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。